

この施設は、障害者、高齢者等すべての市民の福祉の増進を図り、また障害者団体やボランティア団体等の福祉団体の活動、及び市民の福祉活動の場の提供を行い、さらに世代を超えた市民相互の交流促進を目的として設置されています。

●利用の申し込み

- 1 利用の申し込みは、市内に居住する方が福祉的活動に使用する場合は、利用日の3か月前から、それ以外の目的で使用する場合は、利用日の2か月前から、また、市外に居住する方については、利用日の1か月前から行うことができます。
- 2 受付時間は、休館日を除き月曜日から金曜日までは午前9時から午後7時まで。土曜日、日曜日及び祝祭日は午前9時から午後5時までです。
- 3 電話、FAX での申し込みも受け付けます。その場合、次のことを連絡してください。①住所 ②団体名 ③代表者名及び担当者名 ④電話番号又はFAX番号 ⑤市内・市外の別 ⑥使用日 ⑦利用人数 ⑧催物の名称及び内容 ⑨使用施設名及び使用時間(※FAX 使用の場合、折り返し空き状況を連絡します。)
- 4 申し込みの受付は、原則使用日の3日前までとします。

●開館時間

休館日を除く毎日、午前9時から午後9時までです。

●休館日

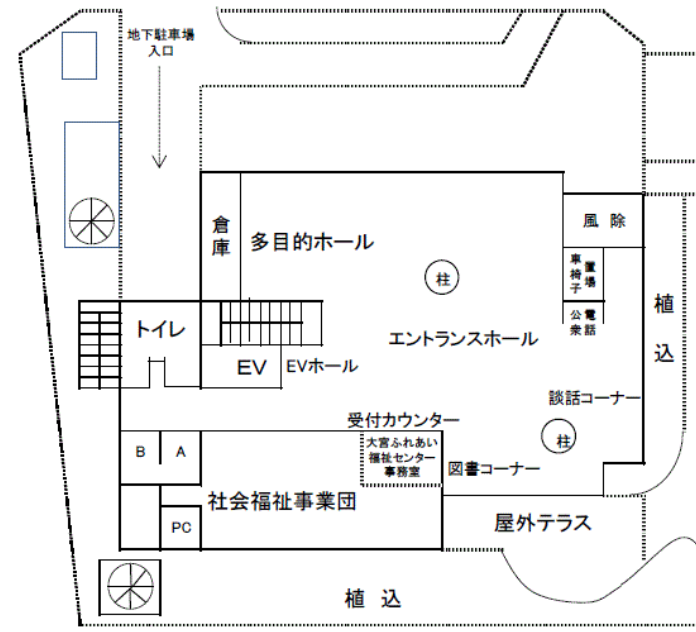
年末・年始(12月29日～1月3日)は休館となります。その他、施設点検整備のため、臨時に休館することがあります。

●使用の制限

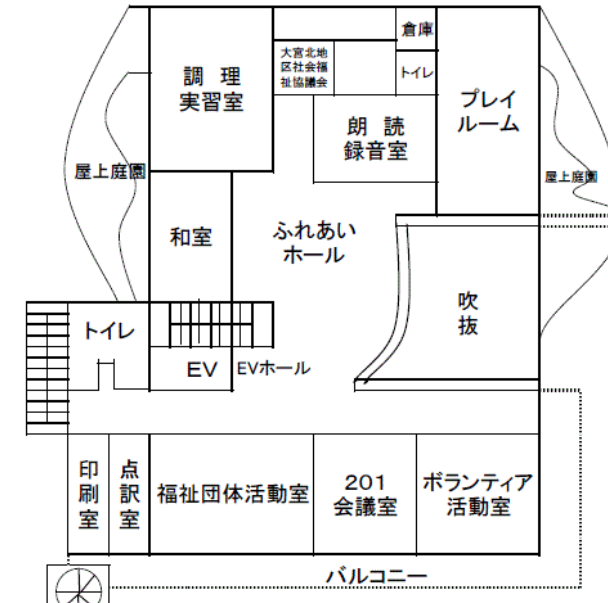
- 1 公益を害するおそれがあるとき及び管理上支障があるとき、その他センターの設置の目的に反するときには使用をお断りします。
- 2 同一申込者が1ヵ月(暦月)に申込みできる使用回数は最多で4回(件)までです。但し、1ヵ月以内の申込みについては4回(件)の制限はありません。
- 3 多目的ホールを連続して利用することができる期間は7日までとします。また、会議室、和室、調理実習室及びプレイルームについては3日までとします。
- 4 会議室に設置されているステージ、映像及び音響設備は、301・302・303会議室の同時利用の場合のみ使用できます。

●利用料金の納入

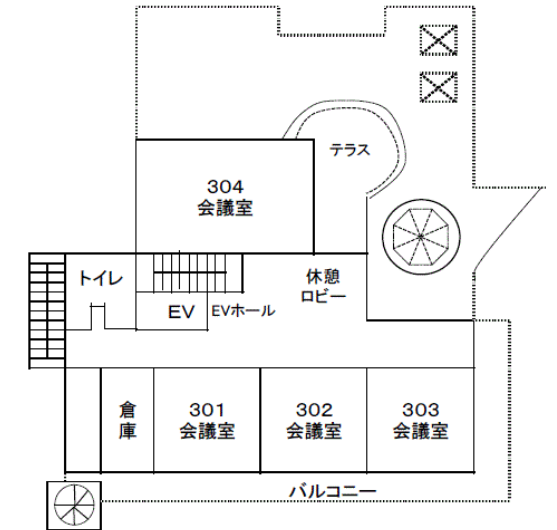
- 1 利用料金は、許可書の交付と引き換えにその全額を納めてください。
- 2 電話・FAX で申し込みをされた場合は、内容の誤認を防ぐため、すみやかに来館のうえ所定の利用申し込み手続きを行うとともに利用料金を納めてください。
- 3 一旦納められた利用料金は原則としてお返しできません。



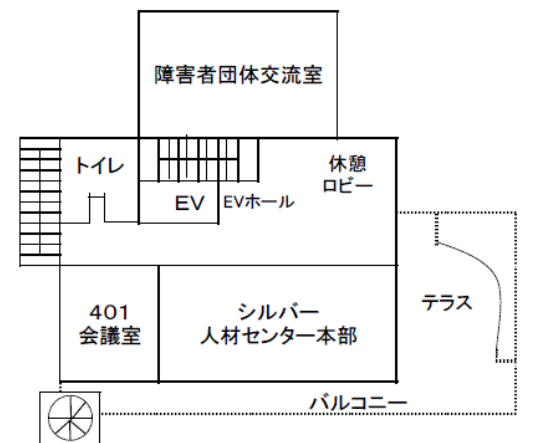
【1階 平面図】



【2階 平面図】



【3階 平面図】



【4階 平面図】

●基本利用料金(単位:円)

利用区分		午前	午後	夜間	午前 ～午後	午後 ～夜間	全日	
室名 (利用可能人数など)		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	
多目的ホール	101.4㎡	1,250	1,560	1,770	2,810	3,330	4,580	
和室	20畳	510	620	730	1,130	1,350	1,860	
調理実習室	24人	930	1,250	1,350	2,180	2,600	3,530	
会議室	201会議室	24人	510	730	830	1,240	1,560	2,070
	301会議室	30人	730	930	1,030	1,660	1,960	2,690
	302会議室	24人	510	620	730	1,130	1,350	1,860
	303会議室	30人	730	930	1,030	1,660	1,960	2,690
	304会議室	50人	930	1,250	1,350	2,180	2,600	3,530
401会議室	18人	620	830	930	1,450	1,760	2,380	

(備考)

- 1 準備及び原状回復のための時間は、利用料金算定の時間に入ります。
- 2 市内に居住する方で、福祉的活動に施設を使用する場合の利用料金(附属設備等に係わる利用料金を除く。)は、基本利用料金に100分の50を乗じた額とします。
- 3 市外に居住する方の利用料金(附属設備等に係わる利用料金を除く。)は、基本利用料金に100分の150を乗じた額とします。

●附属設備利用料金(単位:円)

品名	単位	利用料金 1回につき	備考
一体型四面マルチビジョン	1式	1,250	多目的ホール
展示パネル	1式	1,030	多目的ホール、パネルパーティションを含む
ビデオプロジェクター	1式	1,250	スクリーンを含む
オーバーヘッドカメラ	1式	1,030	テレビを含む
オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,030	スクリーンを含む
音響装置	1式	830	マイク、スタンド各2本付き
ワイヤレスセット	1式	1,030	タイピン型マイク、ハンド型マイク各1本付き
マイク	1本	510	追加分、スタンドを含む
講演台	1台	510	花台を含む
16ミリ 映写機	1台	1,030	スクリーンを含む
ステージサイドスポットライト	1台	300	
レーザーポインター	1台	100	
持込み電気器具	1kw につき	150	

(備考)

附属設備利用料金は、使用時間の区分に従い、午前、午後又は夜間の使用をもって1回、午前～午後又は午後～夜間の使用をもって2回、全日の使用をもって3回として計算します。

●利用上の注意

- (1) ご利用の際に許可書を受付に提示してください。
- (2) 使用許可を受けた場所以外には立ち入らないでください。
- (3) 災害に備え、予め非常口を確認しておいてください。
- (4) 使用する会場の定員は必ず守ってください。
- (5) 危険物の持ち込み、火気の使用はできません。
- (6) 他室に迷惑をかけるような音を出さないように注意してください。
- (7) 会議室等は「全室禁煙」となっています。喫煙は所定の場所で行ってください。
- (8) センターの駐車場は収容台数が限られていますので、自動車での来館はなるべくご遠慮ください。代表者はその旨を利用者又は入場者に周知徹底してください。
(地下駐車場は高さ2.1メートルの車高制限があります。)
- (9) 無断で器材・飲食物等、その他許可されたもの以外は持込みできません。なお、持込みにより空き箱、空き瓶等がでた場合はすみやかに搬出してください。
- (10) センターの壁等には、各種はり紙や装飾をすることは原則としてできません。
- (11) 会場内及び施設内において、許可なく金品の募集・物品の販売・飲食物の提供・広告物の提出・写真撮影・録音等はできません。
- (12) アルコール類の持込み及び飲酒はできません。
- (13) 利用者又は入場者が施設及び備品等を損傷・滅失したときは、使用者において現状に復すか損害額を弁償していただくことがあります。
- (14) 施設利用に伴う物品の保管はできません。又、災害・盗難等に伴う事故の補償はできません。
- (15) 湯飲み茶碗、急須、ポット等は湯沸かし室に備えてありますが、茶葉等の消耗品は使用者で用意してください。
- (16) 使用終了後は、使用会場・設備等を整理整頓し、申請者又は代表者は確認の上、その旨を受付にご連絡ください。

●施設の概要

設置者 さいたま市

指定管理者 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

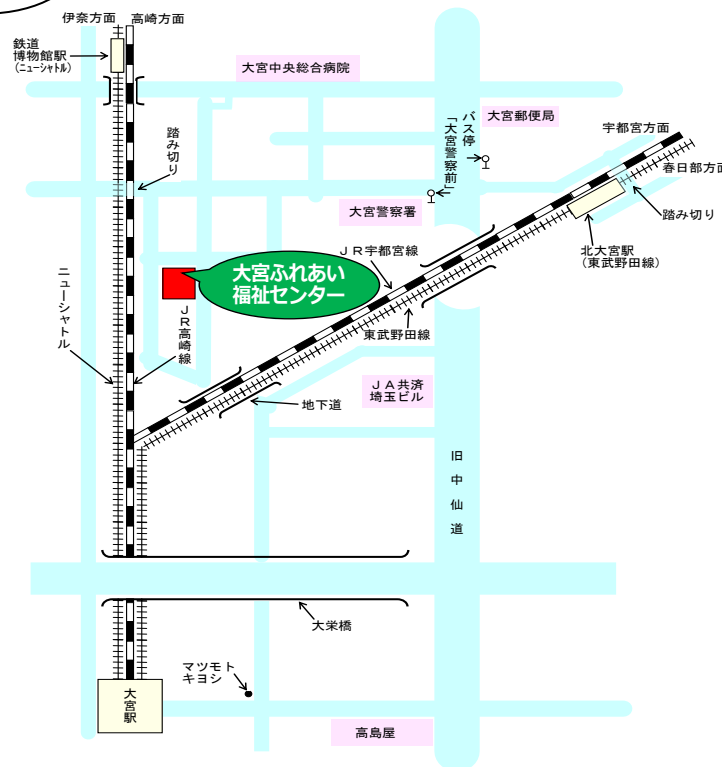
敷地面積 1795.12㎡

構造規模 鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階

延床面積 4011.19㎡

開館 平成7年5月29日

案内図



電車～徒歩

- 大宮駅東口から徒歩20分
- 東武野田線 北大宮駅から徒歩10分
- ニューシャトル鉄道博物館駅から徒歩10分

東武バス

- 大宮駅東口【1番のりば】から上尾駅東口行き、「大宮警察」下車徒歩5分
- 大宮駅東口【2番のりば】から宮原駅東口行き、「大宮警察」下車徒歩5分

大宮ふれあい福祉センター
〒330-0801 さいたま市大宮区土手町1-213-1
電話 667-0698
FAX 667-1300

社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団
電話 669-0033
FAX 652-6777

公益社団法人 さいたま市シルバー人材センター本部
電話 669-0303
FAX 669-0305

大宮ふれあい福祉センター

ごあんない



(申込み・問い合わせ)

〒330-0801 さいたま市大宮区土手町1-213-1

電話 667-0698

FAX 667-1300